

肥後街道久住手永の石造車橋

佐 藤 満 洋

豊後国鶴崎から大分郡野津原と直入郡久住を経て、肥後国阿蘇郡大利にはいり、阿蘇谷の内牧から合志郡大津を通って熊本城下に至る街道を、通称肥後街道（または肥後往還）とよんだ。逆に肥後から鶴崎に向かう場合は鶴崎路などとも呼ばれていたが、この街道のうち肥後領久住手永の管内には表示のごとくハカ所に比較的大きな橋があつた。明治十八年の「直入郡村誌」⁽²⁾の旧久住手永だった久庄村と白丹村の項に記された橋を見ると、境川橋・七里川橋・田町川橋・長小野橋・神馬橋の五橋が石造橋となつてゐる。これらの石造橋は車橋（アーチ橋）であるが、これらの架橋年月は不詳である。

筆者は「久住町誌」⁽³⁾執筆のための史料調査中に、久住手永の史料「後年記」の文政七年（一八二四）四月の条に、石造車橋架橋に関する史料を発見した。しかし同町誌ではその性格上、意訳して紹介せざるを得ず、史料全文を紹介することができなかつたので、ここに紹介することにした。

同史料（史料一）は久住手永惣庄屋佐藤唯之允と小国手永惣庄屋北里伝兵衛が連名で、藩に対して七里川橋と米賀橋、大利橋の三土橋を石造車橋に架け替えたいとして、その入目錢十六貫目の拝借を願い出た嘆願書である。

久住手永は五千五百余石の小規模手永にもかかわらず、領主細川氏の宿場町として御茶屋を持っており、人馬会所や御客屋、街道などの維持に要する手永負担が大であった。このため小国手永もそれらの維持に当たることになり、その割合は手永

明治18年 肥後往還の旧久住手永管内の橋

	橋名	川名	橋の長さ	同幅	橋材	備考
1	境川橋	境川	6間	間尺2.	石造	アーチ橋
2	七里川橋	七里川	8	2.3	石造	"
3	田町川橋	田町川	6	2.	石造	"
4	米賀橋	稻葉川	13	1.3	木造	
5	長小野橋	長小野川	3	2.	石造	
6	高塚橋	高塚川	9	1.3	木造	
7	神馬橋	神馬川	6	2.	石造	アーチ橋
8	大利橋	大利川				肥後国村

(1~7は「直入郡村誌」により作成)

規模から小国二、久住一となっていた。

久住手永管内の肥後街道には上表を含めて土橋が十一か所あり、洪水時の流失や六七年で老朽化することなどから、二、三年に一、二カ所の割合で架け替えを必要とし、竹・木・釘代・職人の手間など合せて錢二貫四、五百目余、出夫四百人余を必要としていた。これを久住・小国両手永で負担していたのである。

この負担は際限なく続くもので、「只々出銀出夫年々堀溝に捨、朽腐候茂同然」と嘆いている。このため文政四年（一八二一）に願出て高塚橋を石造車橋に架け替えたところ、文政七年四月現在、同橋はびくともしていない。同橋の総工費は錢五貫四百目余を要したが、この金額はほぼ二年分の土橋架け替え負担額である。そこで高塚橋と同規模の長さ十間余級の大橋である大利・米加・七里川の三橋を石造車橋に架け替えれば、永年の間には手永負担が軽減され民力が増すことになる。石工に見積らせたところ口立錢（工事着工の準備金）があれば工事に着手できることであるので、口立錢として錢十六貫目を二十年賦で拝借願いたい旨の嘆願書となつたものである。

史料的制約のため、その後の具体的な推移を知りえないが、「史料二」に紹介した惣庄屋佐藤唯之允の略歴中の、「往還筋

橋懸方等之儀種々致心配」の記述は、右の嘆願書提出の翌年であることを考えると、どの橋かの車橋架橋をさしているように考えられる。

「後年記」の安政二年（一八五五）八月朔日の条に、田町川の車橋左右石垣補修と蘭干の柱取替え工事の様子が記されている（史料三）。（6）さらに下つて文久四年（一八六四）二月十八日に、江戸幕府軍艦奉行勝海舟が長崎に出張の途次、

久住に宿泊し、その日の日記に「小流甚だ多く、架する橋は皆石橋、円形に畳み、橋杭なし」と記している。前日は野津原に宿泊しているので、「架する橋は皆石橋」と記した橋は、境川橋・七里橋・田町川橋と考えることができよう。「円形に畠み、橋杭なし」と記しているのは車橋（アーチ橋）のことであろう。

以上のことから、表示した明治十八年（一八八五）当時の石造橋の、架橋年の上限は後出の嘆願書が提出された文政七年四月以降であり、そのうちの田町川橋の下限は安政二年八月朔日の補修以前、境川橋と七里橋は海舟の見た文久四年二月十八日以前ということになる。

なお文政三年に架け替えたと記されている高塚橋は久住手水管内最初の石造車橋であるが、明治十八年当時は木橋になつてゐるので、いつか流失したものである。また石造車橋が計画された稻葉川の米賀橋も、明治十八年当時木橋と記されており、川床の岩盤には木橋の橋脚の穴が確認されるので、或は石造車橋への架け替えは行われなかつたのであるか。

注（1）拙著『肥後街道』（歴史の道調査報告書・大分県文化財調査報告書第45輯）大分県教育委員会

（2）大分県立大分図書館所蔵稿本

（3）拙稿「往還筋の石造車橋」「久住町誌」（第三章近世第三節近世後期の諸相と農民）直入郡久住町

（4）久住町民センター所蔵

（5）花岡興輝著『近世大名の領国支配の構造』国書刊行会

（6）勝部真長・松本三之助・大口勇次郎編『勝海舟全集』（18）「海舟日記」（1）勁草書房

【史料一】（「後年記」文政七年四月の項）

乍恐奉願覺

一錢拾六貫目

但久住手永往還筋大利・米賀・七里川三ヶ所車橋懸方仕度入目錢積前本行之通拝借

右者豊後往還筋之儀、久住手永之阿蘇界戸ノ上より竹田御領に境川と申所迄に而四里余之所柄に御座候処、道筋橋々壁谷・大利・米加・長小野・高塚・神馬・五反田・田町・向町・七里川・境川、都合大小拾壹ヶ所、以前より小国・久住両手永出銀出
夫を以て掛方仰付らる事に御座候処、往来繁き所柄に御座候得者、聊も手入枝候様御座候而者相済み難く、殊更谷川急流にて
繩之出水にても忽ち水量相増、木石等洗掛候に付、橋々痛みも強く如何程丈夫に懸方仕置候而茂、漸六・七年外保申さず、年
々少々宛之手入者申すに及す、數ヶ所之儀に御座候得者、廻り兩三年目に一・二所宛者は非懸替仕程に之あり、右橋々之内小
橋者四・五間位も有之候得者、大利・米加・高塚・七里に至り候て者、拾間余之橋々にて懸替毎に竹木井計代(釣)、職人手間料共
にて凡式貫四・五百目餘、出夫四百人余、小国・久住三ツ割にして二ツ小国、一ツ久住に受來候得共、小国より者遠路竹木持
越逆者出来かね、凡而竹田御領に懸り貰出、出夫者現夫差出申儀にハ御座候得共、時に寄り而者雇立候様之儀茂之あり、左候
得者是以て出銀之拵に相成り、誠に零落之手永一形なさる難渋に御座候得共、外に仕方も御座なく、只々出銀出夫年々堀溝に
捨、朽腐候茂同然に而押遷居り申候へ共、其分にて者相済難く一同出銀難渋を仕候得共、試旁一昨昨年願奉り、高塚橋石にて
車橋懸方仕候処、川幅拾間余之内、双方石垣にて築寄せ候ニ付、橋の長さ六間、横幅壹丈、高さ參間余、双方之石垣四拾坪
余、惣入目五貫四百目餘にて出来仕り、最早四ヶ年に及申す處何の申分も御座なく、勿論手入等に及び申へき様も御座なく、
五貫四百目と申候へ者、土橋二タ替りだけの出銀に相當り候事に而、兩度懸替候思も仕候得者、三度目より先者全く民力強相
當誠に永年に亘り候て者莫大之事に御座候ニ付、残り橋々之内、大利・米加・七里川三橋何連も拾間余之橋に付、此分にても
責而者高塚同様車橋に仕度、石工共に大略積方仕らせ候処、口立錢高御座候ハゝ、車橋に懸方出来へき段申出候、是を懸方仕候

得ば高塚を加へ大橋四ヶ所者、後年難渋を免連一稜民力強相成申候に付き、種々仕方申談候得共、零落の手永々々にて何分一同出銀方に及兼當惑至極に奉存候、之に依而御時節柄恐多申上難く奉存候得共、右積高の錢高マハ月遣マの御間より者拝借仰付マか連下され候様奉願候、左御座候ハマ、最早懸替之年限にも差臨居り候に付き、一同車橋に懸方仕度奉存候、橋場者左右共に岩壁にて最上之場所之由申出候、久住駅之儀者小手永にて宿駅を受持、尤内牧江八里餘、津原江七里餘、小国江八里、竹田（野脱カ）へ四里、四方に通路を受け、何連のヶ所も難所坂道多く、勿論日坂仕候者竹田迄にて、其餘者二日懸にて豊後路御宿筋第一之長途を抱居り候に付人馬之勞強く、宿驛に係り雜費も少なからず、尤立人馬道橋等者小國等住割合を以て取斗申儀御座候処、小國之儀者遠路久住駅之勤仕候上、豊後日田への往来を受け、両手永共立人馬至而繁く、其の上前文之通り數ヶ所之橋と彼是夥敷出銀出夫にて両手永零落の病根とも相成候儀者、兼而御見聞下さ連候通に付き、銀錢を以て難渋を省き候車橋駄之儀者是非仕り度奉存候得共、一同之出銀出来仕り難く實數かは敷次第に御座候間、何卒御別段を以願如く拝借仰付ら連、返納之儀者恐ながら式拾ケ年賦御取立仰付られ下され候様、左候得者年々橋手入に費江候出銀を以テ返納仕相済候後者、永く御陰によつて橋敷相減両手永難渋之一事を者道路にて無類の御救助に御座候間、御慈悲之上を以て重疊旨敷御參談下さるへく候ハ、為其連名之書付（以テ脱カ）を申上候、己上

文政七年四月

佐藤唯之允

北里伝兵衛

齊藤 三郎殿

井上平左衛門殿

【史料二】佐藤唯之允略歴（花岡興輝著「近世大名の領国支配の構造」）

。前略
（文政八）

（同年十二月十八日、役万多年心懸致出精、久住手永之儀、連年零落所ニ而、成立之儀厚心を用、仕法を付、且、往還筋橋懸

方等之儀、種々致心配、所柄一稜之為合ニ成ゆ付、被賞、御知行高拾石被増下ゆ、
。以下略

【史料三】（「後年記」安政二年八月朔日の項）

一錢八拾弐匁

一夫拾六人

右者久住手永田町車橋左右石垣を居込水仕堀通、蘭干柱取替取繕に付、積帳相達置かれ、右者積前之通り存寄之れ無き入目錢口立之通、富講式歩錢備之内より御出方下渡され候条、各立合御蔵出之有り、銀帳書入等毎々如く相心得らる可候、尤出夫之儀者手永割配賦仰付られ候条、左様相心得らる可候、以上、

（安政二年八月朔日）

久住 御郡代中

佐藤唯之充殿

久住 橫目役中

志賀永衛衛殿

（大分女子高校教諭・大分市大石町二一一一三）

お知らせ

本誌の表紙上部右端に記した ISSN 0287-6809 の番号は「国際標準遂次刊行物番号」です。これは遂次刊行物に付号される国際的なコード番号で、以後この番号によって図書館などで本誌の識別や検索が行なえるようになります。